

Africa IP UPDATE

2026年7月

COUNTRY UPDATES

進歩、改革、協力

Adams & Adamsが発行するアフリカ最新知財ニュースレターの2026年7月号をお届けします。本ニュースレターは、アフリカ大陸の知財環境を形作る規制当局の動き、法律面のトレンド、地域の活動といったトピックをまとめて毎月お送りしています。

今月号のハイライトには以下のような記事が含まれています。

- ARIPOがシエラレオネでデジタル知財サービスの拡大をアピール
- WIPO加盟国総会の会合でOAPIが国際関係を強化
- ケニアの知財行政に大きな影響を与える画期的な判決
- エチオピアの商標法改正

さらに、リビア、スーダン、アルジェリア、ナイジェリアといった国々の最新事情も、今月号に盛り込まれています。

アフリカの知的財産部門における最新の問題とビジネスチャンスに関する情報をご自身の目で発見してください。

Should you have any Africa IP queries, please do not hesitate to contact us at marketing@adams.africa so we can direct the query accordingly.

Click [HERE](#) for more information on the latest IP developments in Africa and how Adams & Adams can best assist you.



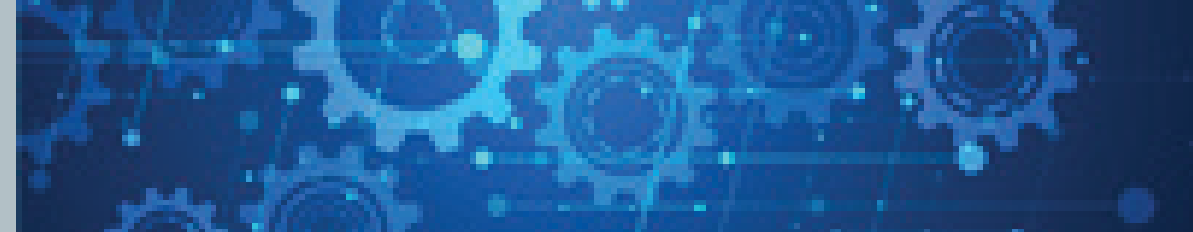
ARIPO

ARIPOのデジタル知財サービス推進活動の舞台となったシエラレオネ

シエラレオネは最近、デジタル知財サービスの認知度向上と定着を目的として「ARIPOオンラインサービス啓発ワークショップ」(ARIPO Online Services Sensitisation Workshop)を開催した。このワークショップは、シエラレオネの法務大臣兼司法長官(Office of the Attorney General and Minister of Justice)、行政官・登記官総局(Office of the Administrator and Registrar General)およびアフリカ広域知的財産機関(African Regional Intellectual Property Organization; ARIPO)の協力によって実現したもので、政府職員、法律実務者、イノベーター、知財専門家といった人々が一堂に会し、知財行政の現代化がもたらす利益を詳細に検討した。

シエラレオネの法務大臣兼司法長官のAlpha Sesay氏は、自らの基調演説の中で、イノベーション・起業家精神・投資を推進する原動力としての知的財産の重要性を力説した上で、知識経済の中で自国の立場を強化していくというシエラレオネの野心を語った。さらに、知財サービスの利用性を向上させ、知的財産権の効率的な管理を支援するにあたって、デジタルツールが果たす役割がますます重要になっているという事実も、このワークショップで明確に示されている。

ARIPOは今回のワークショップを利用して、ARIPOのeサービス・プラットフォームの成功例を紹介した。ARIPOの報告によれば、2025年に受理された新規出願の約80%が電子出願だという。ARIPOはさらに、デジタル・トランスフォーメーション構想を通じて加盟国を支援していくという自らの法定使命を再確認した。この構想は、アフリカ大陸全域における知的財産保護の強化とイノベーションの促進を図るために創出されたものである。



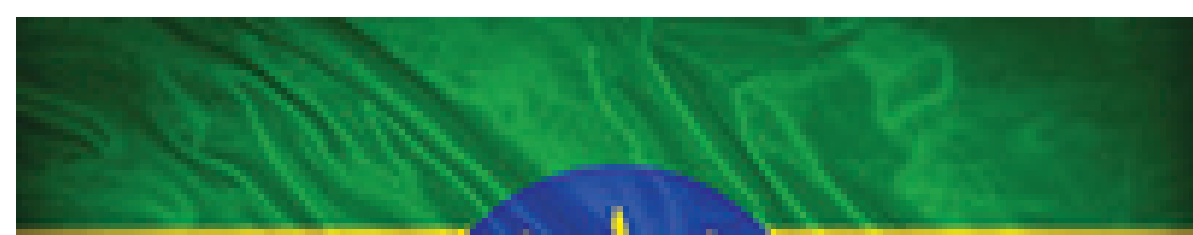
チュニジア

「Innovative Africa 2026」を通じてチュニジアが提示する女性主導型のイノベーション

アフリカでの起業支援を主な目的とするイノベーション推進プログラム「Innovative Africa 2026」のチュニジア大会がチュニジア南部の都市スファックス(Sfax)で最近開催され、女性起業家、イノベーター、業界の専門家といった関係者が現地に集結した。今回の会合で焦点となったのは、イノベーション主導型ビジネスの強化と、地域市場および国際市場へのアクセス拡大であった。「Innovative Africa 2026」の構想は、アフリカ全域で起業家精神の振興とイノベーションの促進を目指す幅広い取り組みの一環をなすものである。

このイベントは、スファックス商工会議所(Sfax Chamber of Commerce and Industry)の支援とアフリカ知的財産機関(African Intellectual Property Organization; OAPI)の協力の下で開催され、世界市場での競争に耐えうる革新的な製品やサービスの開発に向けて、参加者たちの背中を押すものとなった。大会の日程には、さまざまな講演、人脈作りの機会提供、イノベーターと潜在的な協力者・支援組織とを橋渡しするための現場訪問などが含まれていた。女性起業家支援のために催されたコンペティションには、女性が主導するチュニジア企業40社が、AI、デジタル・トランスフォーメーション、持続可能なグリーン製造業など多彩なプロジェクトを携えて参加している。

このイベントは、スファックス商工会議所(Sfax Chamber of Commerce and Industry)の支援とアフリカ知的財産機関(African Intellectual Property Organization; OAPI)の協力の下で開催され、世界市場での競争に耐えうる革新的な製品やサービスの開発に向けて、参加者たちの背中を押すものとなった。大会の日程には、さまざまな講演、人脈作りの機会提供、イノベーターと潜在的な協力者・支援組織とを橋渡しするための現場訪問などが含まれていた。女性起業家支援のために催されたコンペティションには、女性が主導するチュニジア企業40社が、AI、デジタル・トランスフォーメーション、持続可能なグリーン製造業など多彩なプロジェクトを携えて参加している。



エチオピア

エチオピアの商標法改革に向けた取り組みにAdams & Adamsが貢献

Adams & Adamsは最近、エチオピアの商標枠組みの現代化を目指して同国が推進している取り組みの中で、重要な役割を演じていることとなった。同国の商標法改正案に関する利害関係者からの意見公募手続に従って、意見書と実際の提言を提出したのである。商標法の改正は、エチオピアの複数の当局が推進している広範な知財改革の一環をなすものだ。エチオピアでは、現代の国際標準と進化し続ける商業界の実状に自国の知財制度を適応させるため、さまざまな取り組みが続けているのである。

法改正のプロセスを主導したのはアジスアベバ大学(Addis Ababa University; AAU)で、エチオピアの商標法に当たる「商標の登録と保護に関する布告」(Trade Mark Registration and Protection Proclamation)の改正案を作成したのも同大学である。これを受けて、エチオピア知的財産庁(Ethiopian Intellectual Property Authority; EIPA)は2026年6月に利害関係者の意見聴取のための公聴会を2日間にわたって開催し、最終的な法案の作成に先立って、実務者その他の利害関係人からの意見を募った。

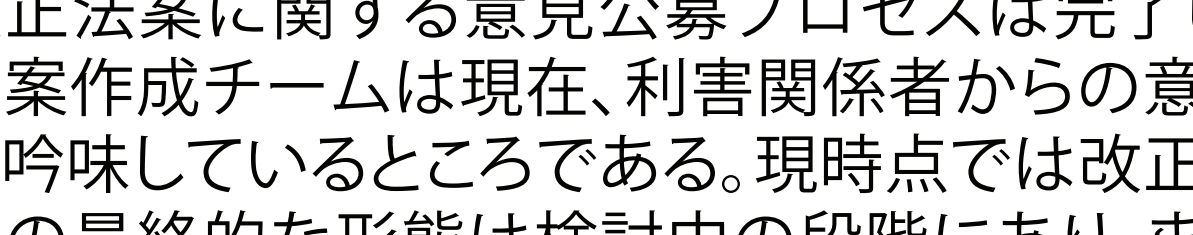
エチオピア国内の信頼できるパートナーとの長年にわたる関係を通じて、Adams & Adamsは改正法案の審査プロセスに積極的に関与していた。当事務所は、エチオピアで活動している商標権者や実務者に影響を及ぼす可能性のある改正法案のさまざまな側面に関して詳細な意見を提供した。これらの意見は諮問チームに提出される文書の中に正式に記載されている。公聴会の後で提供されたフィードバック情報によれば、Adams & Adamsが提出した意見書(パートナーのStephen Hollis氏が作成した意見書を含む)は、意見公募手続の過程で知財庁長官とAAUの法案作成チームの両方によって検討されたという。

当事務所の商標部門を担当するパートナーのHollis氏は、改正法案について実務面にわたる重要な懸念事項をいくつか指摘した。同氏が特に強調したのは、商標布告の改正に伴い、それらの改正に対応する施行規則の改正が行われることを保証する必要があるという点である。そのような調整がなければ、改正された基本法と現行の施行規則ならびに長年の間に発行された実務に関する様々な指令との間に不整合が生じる恐れがあるからだ。

Hollis氏はこの他にも、商標出願の形式および手続的な要件に着目した意見を提出している。改正法案によって必要書類(国内外の出願人が提出する委任状や証拠文書など)に関する不確実性を向上させ、同氏は指摘した上で、規定の明確性を向上させ、国内出願と将来導入される国際出願(マドリッド協定議定書に基づく出願)の両方に対して一貫した要件が適用されることを保証するよう関係機関に促した。さらに、同氏は意見書の中で優先権の適用範囲に関する疑問(外国の法域に属する出願にも及ぶのか否か)を提起し、エチオピアが今後担うべきが想定されている国際的な責務が改正法案の規定に反映されているか否かを政策立案者は慎重に検討すべきであると提言している。

改正法案に関する意見公募プロセスは完了し、法案作成チームは現在、利害関係者からの意見を吟味しているところである。現時点では改正法案の最終的な形態は検討中の段階にあり、まだ形をなしていない。この段階で重要なのは、商標布告の改正案作成に携わったチームが将来的に施行規則の改正案作成を担当することが利害関係者らに告知されているということである。最終的に商標布告に盛り込まれる改正と施行規則の改正が符合するようにするためである。

Adams & Adamsは、エチオピア国内で活動する仲間たちとともに今後の展開を注意深く見守り、刻々と変貌する商標環境に関して洞察に満ちた情報を提供し続けていく予定である。Adams & Adamsの法改正への関与は、アフリカ各地における効果的・実地的な知財制度の発展を支援するとともに、法改正のプロセスを通じて商標権者の利益が適切に代弁されることを保証するという当事務所の一貫した姿勢を実証するものである。



スーダン

スーダンが商標登録の更新に対する罰則適用を厳格化

スーダンの知的財産登録総局(Registrar General of Intellectual Property Administration)は、「1969年商標法」(Trade Marks Act, 1969)第19条(3)の厳格な適用を再開することを確認した。同条の規定によれば、商標権者が自らの商標登録を更新するにあたり、登録満了日から6か月の法定猶予期間が与えられ、この期間内であれば所定の更新遅延手数料(割増更新料)の支払を条件として登録期間満了後の更新が認められる。

第19条(3)の規定を厳格に適用するということは、登録局が長年従ってきた行政慣行の放棄を意味する。従来の慣行の下では、所定の更新遅延手数料の支払は強制されなかったことが多く、猶予期間が満了した後で更新が認められたケースすらあった。内戦関連の混乱が続いた後で当局の業務が再開され、着実に正常化してきたことで、登録局は非常時対策として実施されていた慣行を廃し、制定法の規定を厳格に適用するようになったのである。それゆえ権利者は、登録期間が満了する前に確実に更新を行うようにし、やむを得ず猶予期間中に更新申請を行う場合には、適用される割増料金を予算に組み込んでおくべきである。



OAPI

2026年WIPO加盟国総会においてOAPIが国際協力を強化

2026年7月7日から同月15日にかけてジュネーブで開催された第68回世界知的所有権機関(WIPO)加盟国総会(Assemblies of the Member States of the World Intellectual Property Organization)において、アフリカ知的財産機関(African Intellectual Property Organization; OAPI)は、17の加盟国を代表して国際協力の強化とイノベーションの促進に取り組むという自らの約束を再確認した。Denis Bohoussou長官に率いられたOAPI代表団は、「グローバルIPシステム」(国境を越えて知的財産権を効率的に取得・管理するための国際的な枠組み)の未来に関する話し合いに参加している。この協議で特に注目されているのは、イノベーション、技術移転、創造性、持続可能な経済開発といったテーマである。

OAPIは初日から注目すべき成果を上げた。OAPIとスペイン特許商標庁(Oficina Española de Patentes y Marcas; OEPM)の間で、2026~2027年の「作業計画書」(Work Plan)の調印がなされたのである。この「作業計画書」とは両機関の協力関係の強化を目的とした協定であり、知財戦略および知財構想の策定支援や、赤道ギニア(スペイン語を公用語とするOAPI加盟国)におけるスペイン語力の育成向上といった事項が盛り込まれている。

公式の会議とは別に、OAPI代表団は、各国の知財庁、国際機関、開発パートナーといった関係者との間で、一連の二者間ミーティングを実施している。OAPIがこのような国際交流を展開する意図は、既存のパートナーシップをさらに強化し、新たな協力分野を発見し、日々進化する国際知財環境の中でOAPIの戦略的優先課題を推進することである。



ケニア

ケニアの高等裁判所が知財行政に悪影響を及ぼすとして政府の指令を無効化

2026年6月29日付で言い渡された画期的な判決の中で、ケニアの高等裁判所は、同国の投資・貿易・産業省(Ministry of Investments, Trade and Industry; MITI)が2025年9月30日付で発行した指令を無効と判断した。この指令は、商標・特許・実用新案・工業意匠の登録、更新および取消についてケニア産業財産機関(Kenya Industrial Property Institute; KIPI)理事会の承認を義務づけるものであった。ケニアの知的財産制度の自己完結性を維持する上で今回の判決が果たす役割を考えれば、この判決は、ケニアの知的財産に関わっている人々全員にとって重大な事件である。

今回の判決につながった訴訟(Law Society of Kenya v. Principal Secretary, State Department for Industry & Others)において、高等裁判所は政府の指令を全面的に無効とし、ケニアの知的財産行政に適用される制定法の枠組みを再確認している。問題の指令は、本来なら商標登録官(Registrar of Trade Marks)やKIPIの管理者が負うべき技術面・運営面の責任をKIPI理事会に不当に転嫁しようとしているが故に違法である、というのが高裁の判断であった。KIPI理事会の任務は、ガバナンス業務と監督業務に限定されているからである。高裁の判決はさらに、問題の指令は省のトップである事務次官(Principal Secretary)の権限を逸脱しており、不必要かつ違法な行政上の障害や遅滞をケニアの知財制度に生じさせる可能性があるとして認定している。

結果的に、知的財産権の出願、審査、登録、更新および執行に関してKIPIで行われる既存の手続は、従来通り維持されることとなった。今回の高裁判決によって、権利者が大いに必要としていた安定性が提供されるとともに、ケニアの知財行政の枠組みの独立性と自己完結性が改めて強化されたのである。



リビア

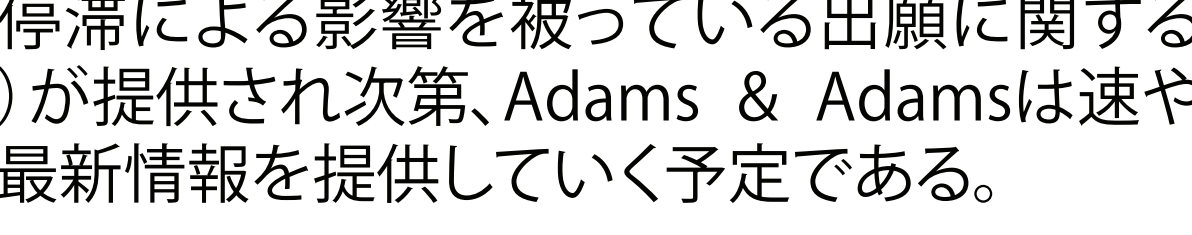
リビアが異議申立のための商標公告を再開

リビアでは長期にわたって商標の公告が停止されていたが、このほど商業登記局(Commercial Registry Authority)が自らの公式ウェブサイトを通じて商標の電子公告を再開した。

2026年の電子版商標公報(Electronic Trademark Gazette)は2026年5月14日付で公開され、公告番号第55261号から第57597号までの案件が閲覧可能となつている。適用法によれば、公開された商標出願に対し異議を申し立てようとする第三者は、公開日から30日以内に異議申立書を提出しなければならぬ。さらに、新システムの導入により、公告期間中に電子版の異議申立書を提出することが可能になった。

商標公告の再開はリビアの商標審査制度の現代化とデジタル化に向けた大きな一歩であるが、実務上の問題がいくつか未解決のまま残されている。最も憂慮すべき問題は、今回公開された第55,261号よりも若い出願番号を付された多数の未処理出願の公開時期や、次号の電子版商標公報の発行時期について、確実な目途が立っていないことである。

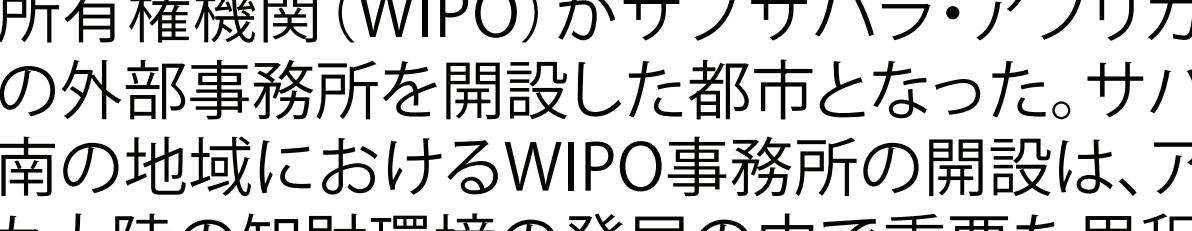
リビアで係属中の商標出願を抱えている出願人は、引き続き今後の展開を注意深く見守るべきである。当局から新たなガイダンス(特に、出願公開の停滞による影響を被っている出願に関する情報)が提供され次第、Adams & Adamsは速やかに最新情報を提供していく予定である。



ナイジェリア

サブサハラ・アフリカで初となる記念すべきWIPO事務所がナイジェリアで開設

ナイジェリアの首都アブジャ(Abuja)は、世界知的所有権機関(WIPO)がサブサハラ・アフリカで初の外部事務所を開設した都市となった。サハラ以南の地域におけるWIPO事務所の開設は、アフリカ大陸の知財環境の発展の中で重要な里程碑となる画期的な出来事である。2026年6月に行われたWIPO事務局長Daren Tang氏のナイジェリア訪問を機に、WIPOナイジェリア事務所は正式に活動を開始した。WIPOがナイジェリアに事務所を設置した目的は、サブサハラ地域全体における知財意識の向上、イノベーションおよび商業化のサポート、起業家、中小企業、クリエイター、若いイノベーター等の有望な人材に対する支援の拡大である。さらに、WIPO事務局長はナイジェリア滞在中に各方面の政府高官と会談しており、それらの協議では、ナイジェリアの「国家知的財産政策・戦略(2025~2030年)」(National Intellectual Property Policy and Strategy (2025-2030))の実施状況、イノベーション・投資・経済成長の原動力としての知的財産の役割といった主題が採り上げられている。



アルジェリア

アルジェリアが認証不要条約を施行

アルジェリアは2025年11月5日付で「外国公文書の認証を不要とする条約」(Apostille Convention)に正式に加入したため、2026年7月6日以降、同条約はアルジェリアにおいて完全な効力を発生する。同条約が施行されると、アルジェリアで使用される公文書について従来要求されていたアポスティュー(認証不要条約の締約国で発行された証明書)のみで領事認証と同等の扱いが認められる。これにより、国際的な文書認証手続が簡素化され、領事認証の取得に費やされる時間や費用が節約できるものと思われる。同条約の施行日が差し迫っているにもかかわらず、アポスティューが付された文書の処遇に関してもアルジェリア国立産業財産機関(Algerian National Institute of Industrial Property; INAPI)は具体的な指針をまだ示していない。何らかの追加情報が提供され次第、直ちに最新の情報をお伝えしていく予定である。